

家畜衛生だより

令和2年度第5号（鶏） 令和2年8月発行



南部家畜防疫協議会
（公社）千葉県畜産協会
千葉県南部家畜保健衛生所
〒296-0033 鴨川市八色52
電話 04(7092)2304
FAX 04(7092)1434

夏季休暇における衛生管理の強化について！

新型コロナウイルスの世界的な感染の拡大状況を踏まえ、全世界に人やモノの移動が減少している状況ですが、引き続き家畜伝染病の病原体侵入防止のため、下記の対策をお願いいたします。

伝染病の侵入・まん延を防ぐために！

- ・ 農場への部外者立入禁止



(農場入り口に畜産関係者以外立入禁止看板を設置する)

- ・ 来場者の記録と保管
- ・ 農場に出入りする車両の消毒
- ・ 手指、長靴の洗浄、消毒
- ・ 畜舎専用の衣服の着用
- ・ 野生動物の侵入防止



- ・ 毎日の健康観察
- ・ 異常家畜を発見した場合の早期通報
- ・ 鳥インフルエンザ発生地域への渡航自粛



- ・ 口蹄疫、ASF、鳥インフルエンザなどの発生地域で製造された肉製品など畜産物の持ち込み禁止



※詳しくは裏面へ

国際郵便に関する動物検疫のお知らせ

～外国人技能実習生受入農家さんへのお願い～

中国やベトナムなど、**口蹄疫、アフリカ豚コレラ、鳥インフルエンザ**等の発生地域からの**生肉、加工・調理した肉、ハム・ソーセージ等の肉製品の輸入は禁止**されています。受け取った荷物に入っていた場合、速やかに動物検疫所に届出ましょう。怠った場合、**罰則の対象**となることがあります。



国際郵便の例 ←



輸入禁止品の例 ←

海外の家族等が実習生宛に送ってくる**国際郵便**の中に、**輸入禁止の肉製品等**が入っている可能性があります。以下のことに注意をお願いします。

- ✓ **国際郵便**が届いたら、**肉製品等が入っていないこと**を外国人の従業員に確認する。
- ✓ また、母国のご家族等が**肉製品等を日本に送らない**ように、外国人の従業員に**周知**する。

- ✓ 検査済のスタンプがあるかどうか確認 →



スタンプの見本

郵便物内に検査を受けていない肉製品等が入っていた場合は、速やかに下記までお知らせください！

農林水産省 動物検疫所 成田支所

TEL: 0476-34-2342

FAX: 0476-34-2338

千葉県 農林水産部 畜産課

TEL: 043-043-2938

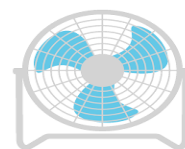
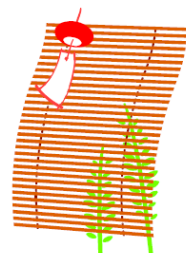
FAX: 043-222-3098

適切な暑熱・ハエ対策を！

本年も梅雨明け以降、気温が高めに推移することが予想されており、家畜の暑熱による被害が懸念されます。生産性維持のために、家畜の過ごしやすい環境を整えましょう。



- ・ 遮光ネットやよしずによる日よけ
- ・ 屋根への断熱材設置、消石灰塗布、スプリンクラーの設置
- ・ 換気扇、扇風機による送風、畜体への散水
- ・ 密飼いを避ける
- ・ 清潔で冷たい水を十分に飲めるようにする
- ・ 良質で消化率の高い飼料の給与
- ・ 必要に応じ、ビタミン・ミネラルの補給
- ・ 家畜が過ごしやすい体感温度の管理



生産適温域：産卵鶏 20～30℃、肉養鶏 15～25℃

★併せてハエ対策も実施しましょう！

発生源対策 → こまめに除糞、畜舎周辺の草刈り

駆虫 → 蛆対策としてIGR剤(幼虫発育抑制剤)の散布
成虫には、成虫用の壁塗布剤や直接散布など

※畜体に直接薬剤がかからない様に十分注意をしてください。

※同じ薬剤の長期使用はハエが薬剤耐性を獲得しやすくなります。

説明書の用法・用量を守り適切な使用を心がけましょう。



畜産課からのお知らせ！

豪雨被害など、農場が被災するような事例も増えている中、畜産課では災害時の迅速な状況把握および対応するため、畜産関係者の皆様に被災状況の報告をお願いしています。

●**台風、地震などの災害により畜舎の破損や家畜の死亡など甚大な被害があった場合、**

・ 畜産課へFAXまたは電話連絡

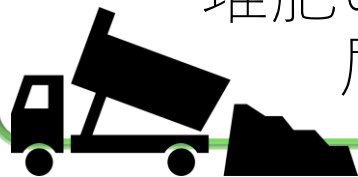
千葉県農林水産部 畜産課 FAX 043-222-3098
電話 043-223-2938
043-223-2943
043-223-2939

・ **家畜の体調管理**（災害時は、断水や気候の影響で、抵抗力が下がっている恐れがあります）

・ **悪性伝染病の侵入防止のために、畜舎の破損部位の早急な修理、農場の消毒の徹底**

また台風シーズンに入りますので、平時からの準備を整え、万全の態勢で備えましょう！

堆肥の生産、販売、譲渡のための届出は済んでいますか？



家畜ふんや堆肥は肥料取締法上、「特殊肥料」です！

これらを生産、他者へ*販売、譲渡する際は、同法に基づき、届出が必要です。届出を行わずに販売、譲渡を行うことは肥料取締法違反になります。

※全量を自家消費する場合は不要です。

今般、無届で肥料（家畜ふん、堆肥ではない）を販売した疑いで、書類送検される事例がありました。

届出事項に変更が生じた際の変更届出もお忘れなく！

お問い合わせ先

★肥料取締法に関する問い合わせ、

千葉県農林総合研究センター 検査業務課 【電話：043-291-1875】

家畜の伝染性疾患の名称変更について

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律が4月3日に公布されたことに伴い、家畜伝染病及び届出伝染病の名称が変わります。

(1) 家畜伝染病（法律で規定し、政省令で引用：日本獣医師会から提言のあったもの

変更前	変更後
家きんサルモネラ感染症	家きんサルモネラ症

(2) 届出伝染病（省令で規定：日本獣医師会から提言のあったもの

変更前	変更後
伝染性気管支炎	鶏伝染性気管支炎
伝染性喉頭気管炎	鶏伝染性喉頭気管炎
鶏結核病	鳥結核
鶏マイコプラズマ病	鳥マイコプラズマ症
ロイコチトゾーン病	ロイコチトゾーン症
あひる肝炎	あひるウイルス性肝炎

南部家畜保健衛生所 TEL 04-7092-2304 FAX 04-7092-1434

※休日、夜間は転送されますので必ず5回以上のコールをお願いします。